

唐津市久里浄水場等運轉維持管理業務包括的委託

要求水準書

唐津市上下水道局

# 唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託要求水準書

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託要求水準書（以下、「本要求水準書」という。）は、受託者並びに唐津市水道事業（以下「委託者」という。）が唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託（以下、「本業務」という。）を実施するうえで満たすべき業務の水準を定めるものであり、受託者が具体的な実施方法などを提案するうえでの指針となるものである。

(適用)

**第2条** 受託者は、本業務の契約期間中、本要求水準を厳守しなければならない。

- 2 受託者は、本要求水準書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。
- 3 受託者が提供する提案については、委託者と受託者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

**第3条** 受託者は、契約書、性能仕様書、本要求水準書、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転管理・維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の提供を継続して図らなければならない。

- 2 受託者は、委託者が従来実施していた業務を包括的に受託することから、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えなければならない。
- 3 受託者は本業務が長期にわたり継続するものであることから、受託者の持つ技術力を最大限に活かし、様々な取組みや独自の工夫を用いて、業務の効率化や高度化を図るよう努めなければならない。
- 4 受託者は本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に果たさなければならない。

(業務の一部再委託)

**第4条** 本業務の実施にあたり、受託者は書面により委託者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者は業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

2 委託者は、再委託等を行うことにより、業務の確実な履行が見込めないと認める場合には承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(貸与品)

**第5条** 委託者は、受託者が業務に必要な関係書類、工具、試験機器等を貸与する。

2 受託者は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許可を得て使用することができる。

3 受託者は、貸与品について、台帳を作成して最適な管理を行い、委託者に報告しなければならない。

(資料の保管)

**第6条** 受託者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、委託者の許可無くそれらを外部に持ち出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

**第7条** 受託者は、委託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

**第8条** 受託者は、業務遂行上危険が見込まれる場合や保安設備の改善が必要な場合は、委託者に速やかに報告するとともに必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危険管理対応)

**第9条** 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急処置を行える準備をしておかなければならない。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち速やかに緊急連絡表に基づき委託者に連絡しなければならない。

3 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態の初期対応の考え方について、委託者及び独自の危機対応マニュアル等を参考にして、委託者に提案すること。

4 受託者の提案に基づき、委託者、受託者協議の上、詳細な危険管理対応を定めるものとする。

(環境への取り組み)

**第10条** 受託者は、業務の履行にあたり、省エネルギー及び省資源の視点から、常に環境に配慮し、取り組まなければならない。

(関係法令遵守)

**第11条** 受託者は、業務委託履行にあたり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (5) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (7) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (8) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (9) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

- (10) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- (13) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (14) その他、この契約の履行に関する法律
- (15) 監督官庁から指示命令等

（報告書等の提出及び協議）

**第12条** 受託者は、受託者が作成して委託者の承認を得た様式に従い、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書、点検及び整備報告書等を、延滞なく委託者に提出しなければならない。また、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書、点検及び整備報告書等の報告事項の中に技術的問題がある場合はその都度、委託者に報告し、協議しなければならない。

- 2 日々の点検結果については、委託者が用意した施設台帳システムへの入力により報告しなければならない。
- 3 その他、有収率向上対策のための報告、濁水に関する報告など、委託者の要求する資料の提出については、適宜指示を行うものとする。

（要求水準の未達）

**第13条** 受託者の原因で本要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受託者は速やかに委託者に報告するものとする。この場合において、受託者は、前号の原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

- 2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、委託者及び受託者は協力して、その改善に努めなければならない。
- 3 要求水準の未達に対する罰則等については、契約時に両者で取決めるとともに、少なくとも事由が発生した日から2か月以上前に、未達と思われる事項について、十分な調査を基に委託者と受託者が協議して決めることとする。

(業務の中断)

**第14条** 受託者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を委託者に書面にて報告するとともに、業務継続の為の対応について、委託者と協議し水道水の供給に支障が生じることのないよう、誠意をもって、これに対応しなければならない。

(履行機関終了に伴う業務引継)

**第15条** 受託者は、本業務に支障が生じることがないように、委託業務が終了した時、又は契約が解除された時は、委託者が指定する者に対象施設・設備の運転管理及び保全管理に係る業務引継を誠実に行わなければならない。

- 2 受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成すること。
- 3 受託者は本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。
- 4 業務引継ぎに係る費用は、受託者の負担とする。

## 第2章 業務の水準

(業務の実施)

**第16条** 受託者は、本業務の実施体制等について、契約終結後速やかに委託者が定めた監督員と打ち合わせを行い、契約書、性能仕様書、本要求水準書に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、業務履行計画書に基づいた、年間業務実施計画書及び月間業務計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。
- 3 年間業務実施計画及び月間業務実施計画に記載が必要な事項は、委託者と受託者の協議によるものとする。
- 4 委託者は、承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合、受託者は誠意をもってこれに対応しなければならない。

- 5 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務より優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受託者は委託者の指示に従い対応するものとする。
- 6 受託者は、運転管理、図書類及び機器等に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
- 7 受託者は、安全供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。
- 8 受託者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、委託者に報告しなければならない。

(業務委託の概要)

**第17条** 本業務委託の概要は次のとおりである。

(1) 運転管理業務

水道施設、設備等を管理、運転監視操作をするために施設に常駐し、主に監視室において行う以下の日常業務

ア 運転監視操作業務

- ① 監視室業務
- ② 緊急時の初期対応
- ③ 業務継承と引継ぎ
- ④ 報告書等の作成整理
- ⑤ マニュアルの作成と見直し

イ 水質監視業務

- ① 水質検査（毎日検査）
- ② ジャーテスト（凝集試験）

なお、今回から配水管路末端における、残留塩素測定業務と、それに伴う水質維持の排水調整が加わっている。

ウ その他化関連業務

- ① 門扉の開閉・施錠、I T V設備等による対象施設構内の監視

② 備品・物品（支給品、貸与品）の管理

(2) 保全管理業務

浄水場、ポンプ場等設備が正常な状態で運転できるようにその機能を維持することを目的とする以下の作業

ア 保守点検業務

- ① 日常点検
- ② 定期点検
- ③ 建設付帯設備点検
- ④ 補修業務

イ 精密点検・試験等

(3) その他技術業務

運転管理業務や保全管理業務を履行するにあたり必要とされる以下に掲げる技術的業務

ア 委託者が別に発注する業務対応等

イ 緊急時の対応業務

ウ 薬品等の受入れ業務

エ 臨時の水質監視業務

オ 受託者が専門業者に発注する業務対応等

カ 水道用薬品、燃料等物品調達に係る業務

キ その他必要な業務

(4) 修繕補修

保守点検業務等で確認された、現場での対応が可能な修繕について、定めた金額内で行う業務

(5) 薬品等調達

受託者自らが発注、調達し支払いを行う薬品等物品の調達

(6) 関連業務

浄水場等の運転管理及び保全管理に係る付帯的業務

(業務履行計画書等の作成)

**第18条** 受託者は前条の各業務を実施するうえで留意すべき点、効率的・効果的業務方法などについて業務履行計画書に示し、提出すること。

2 受託者が提示した業務履行計画書に基づき、委託者、受託者協議して詳細な業務実施計画書（年・月）を定めるものとする。

(業務体制)

**第19条** 受託者が満たすべき業務体制は次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

運転管理業務には、通年（24時間365日）最低3名（久里浄水場2人、巖木多久共同浄水場1人）を配置し、施設の運転操作監視及び水質監視を行うこと。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務が十分に行えると認められ、かつ、委託者が承認した場合に限り、当該他の方法による監視体制を取れるものとする。

(2) 保守点検業務

業務は平日の昼間勤務とする。

(3) 精密点検・試験等

業務は平日の昼間勤務とする。

(4) 緊急時の対応業務

水道施設の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備することとする。

(5) 業務責任者は、平日昼間常勤しなければならない。業務責任者が不在の場合は支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

(業務の基本的要求水準)

**第20条** 受託者が本業務を履行するうえで、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用し、水道施設の運転管理及び維持管理を

主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、常にその向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

## (2) 法令の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

## (3) 施設の使用

本業務の実施に要する事務室、仮眠室等の施設は、その機能を良好に保ち、且つ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

## (4) 備品の使用

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検設備を十分に行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障が無いよう管理すること。

(各業務の要求水準)

**第 2 1 条** 受託者が各業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

## (1) 運転管理業務

### ア 運転監視操作業務

#### ① 監視室業務

##### 1) 水質管理の基準

受託者は、水質管理の方法を明記した計画書を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査、ジャーテスト及び塩素要求量試験の結果により最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令などを参照して遵守するものとする。

水質管理に関する要求水準は以下のとおりとする。

○配水池から配水管路末端までの浄水水質は、常に水道法の基準に適合していること。

○配水区域末端部での残留塩素管理を徹底し、市が指定した個所で毎日点検による残留塩素測定を行い、0.1mg/L以上を維持すること。そのためにポンプ場等での追塩を的確に行うとともに、管末における排水操作を適宜行う。ただし、有収率を著しく低下させるような操作をしてはならない。

○唐津市水道事業における保証水質は以下のとおりとする。

	項 目	水 質	採水箇所
1	p H	5.8 以上 8.6 以下	浄水施設出口
2	味	異常でないこと	浄水施設出口
3	色度	5 度以下	浄水施設出口
4	濁度	2 度以下	浄水施設出口
5	残留塩素濃度	0.1 mg/ℓ以上	管末給水栓

○唐津市工業用水道事業における保証水質は以下のとおりとする。

	項 目	水 質	採水箇所
1	p H	6.0 以上 8.0 以下	管末
2	濁度	20 度以下	管末
3	水温	常温	管末

○唐津市水道事業における水質管理目標値は以下のとおりとする。

	項 目	水 質	採水箇所
1	p H	7.5 以上 8.2 以下	浄水施設出口
2	味	異常でないこと	浄水施設出口
3	色度	1 度以下	浄水施設出口
4	濁度	0.1 度以下	浄水施設出口
5	ジェオスミン	4 ng/ℓ以下	浄水施設出口

6	2-MIB	4 ng/ℓ以下	浄水施設出口
7	残留塩素濃度	0.1 mg/ℓ～0.5 mg/ℓ	管末給水栓

※ 臭気物質（ジェオスミン、2-MIB）については、認知閾値 5 ng/ℓを超えないように、定常的に臭気に関する試験を行い、感知閾判定により臭いを感じた場合は、臨時水質検査を実施し、いずれかの項目が 5 ng/ℓ以上であれば、粉末活性炭の注入（10mg/ℓ ドライ換算値）を開始する。その後は、原水の値が 4 ng/ℓ以下で注入終了を目安とする。なお、注入開始及び終了基準に達した場合でも、委託者との協議または委託者の指示により、注入開始日及び注入終了日を変更可能とする。

※ 活性炭注入設備が整備されていない浄水場での臭気対応は、委託者と協議を行い、仮設設備等での対応を行うものとする。

○唐津市工業用水道事業における水質管理目標値は以下のとおりとする。

	項目	水質	採水箇所
1	pH	7.5 程度	管末
2	濁度	2 度以下	管末

## 2) 水圧管理水準

管末で減圧給水とならないように各浄配水場の配水圧力を適切に管理すること。

各水道施設の水圧管理は、減圧給水とならないように、施設出口バルブなどの管理を適切に行ない、配水管末端において、0.15MPa の配水圧力を確保すること。

## 3) 水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行うこと。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行うこと。

○ 水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

各取水施設からの取水量は、許可された水利権の範囲内で行うこと。

(水利権：令和7年度末時点)

久里浄水場 (取水口) 双水取水場 【松浦川 右岸 双水 2093-3 地先】

(最大取水量) 0.471 (m<sup>3</sup>/秒)

和多田浄水場 (取水口) 玉島取水場 【玉島川 左岸 大江 343-1 地先】

(最大取水量) 0.069 (m<sup>3</sup>/秒)

浜崎浄水場 (取水口) 土井取水場 【玉島川 左岸 南山 2713-1 地先】

玉島取水場 【玉島川 左岸 大江 343-1 地先】

(最大取水量) 土井取水場 0.0126 (m<sup>3</sup>/秒)

玉島取水場 0.0946 (m<sup>3</sup>/秒)

巖木多久共同浄水場 (取水口) 【巖木川 左岸 巖木 845-1 地先】

(最大取水量) 0.105 (m<sup>3</sup>/秒)

中山浄水場 (取水口) 中山取水場 【松浦川 右岸 中山 3467-1 地先】

(最大取水量) 0.031 (m<sup>3</sup>/秒)

○ 委託する給水区域内での想定する平均取水量の値は、以下のとおりとする。

(m<sup>3</sup>/日)

No.	施設名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	双水取水場(工水含)	29,729	28,458	27,891
2	玉島取水場(和多田)	3,482	3,730	3,374
	玉島取水場(浜崎)	1,496	1,447	1,425
3	土井取水施設(浜崎)	126	3	5
4	巖木取水施設	3,739	3,843	3,648
5	天川取水施設	23	22	19
6	瀬戸木場取水施設	8	10	8
7	岩詰・栗ノ木取水施設	17	18	19
8	本門取水施設	12	9	9

9	中山取水場(伊岐佐含)	1,698	1,683	1,693
10	楠取水施設	6	13	8
11	現野取水施設	8	6	8
12	向島取水施設	15	14	16
13	馬渡島取水施設	77	63	63
14	加唐島取水施設	32	27	29
15	松島取水施設	11	10	11
平均取水量計		40,479	39,356	38,226

## ② 緊急時の初期対応

受託者は、水質異常、地震、風水害、落雷、油流出、その他災害等が発生した場合、施設を安全かつ正常に運転できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告するとともに、委託者と協働し、あるいは委託者の指示により対応に当たること。

## ③ 業務継承と引継ぎ

日常業務の確実な継続確保と情報の共有を行うこと。

### ④ 報告書等の作成整理

受託者は、運転管理に係る報告書の作成、運転記録の管理方法をあらかじめ委託者と協議し、これを記録・分析・整理すること。

### ⑤ マニュアルの作成と見直し

受託者は、安定供水及び効率的な運転を行うために最善の対応を図れるように作業要領、運転操作マニュアル、各種手順書等の作成及び見直しを行うこと。

## イ 水質監視業務

### ① 水質検査（毎日検査）

浄水処理の確認のために行う水質検査を、各水道施設で良好な水質を維持するために必要な回数を実施すること。

また、水質変化時には、確認と原因究明のために必要な水質検査等を早急に

実施すること。なお、これらの水質調査等の結果については、適宜報告を行うこと（報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議の上決定する）。

## ② ジャーテスト（凝集試験）

適正な凝集剤や凝集補助剤の注入量を確認するため、定期的を実施する他、水質変化時に必要な回数実施すること。

## ウ その他関連業務

### ① 門扉の開閉・施錠、I T V設備等による対象施設構内の監視

施設の危機管理等に対応するため、監視室での門扉の操作やI T V操作・モニターの監視を行うこと。

### ② 備品・物品の管理

受託者は、施設の維持管理を良好に行うために備え付けられている、又は貸与されている備品、図書類、鍵類の管理、及び業務履行に必要とされる委託者からの支給品・貸与品の在庫管理を行うこと。

また、浄配水場の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他の文書に関して、委託者と協議の上、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、委託者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うこと。

## (2) 保全管理業務

### ア 保守点検業務

#### ① 日常点検

受託者は、主として電気設備、機械設備の異常の有無やその徴候を見つけるため、目視、触感及び異音等の確認により原則として毎日点検を行うこと。なお、日常点検結果の項目、記録の方法等については、委託者が管理するクラウド型水道施設設備管理システムはいすいを使用し、日常点検の記録（少なくとも1箇月に1回以上）をこのシステムに残すものとし、その他の方法については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し委託者との協議の上、決定するも

のとする。

## ② 定期点検

機器及び設備の機能維持のため、概ね6箇月ごとに、機器の停止に伴い、測定、調整、オイル交換、給脂、分解清掃等を行うこと。なお、点検結果の項目、記録の方法等については、委託者が管理するクラウド型水道施設設備管理システムを使用し、定期点検の記録（少なくとも1年に1回以上）をこのシステムに残すものとし、その他の方法については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し委託者との協議の上、決定するものとする。

## ③ 建築付帯設備点検

受託者は、給排水、消防、照明、換気等の建築付帯設備について、その機能を良好に保つために目視、触感及び異音等の確認による点検及びそれらの点検結果の記録を行うこと。

なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し委託者との協議の上、決定するものとする。

## ④ 補修業務

受託者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、遅滞なく委託者に報告すること。

また、特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能なものについては、直ちに簡易な補修を行うこと。

## イ 精密点検・試験等

受託者は、電気事業法第42条に定める保安規程により自家用電気工作物の保安点検を行うこと。また、消防設備点検については、関係法令に定める点検を、該当法規に則り業務を実施すること。また、受託者がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を受けること。その点検業者との契約、支払等の業務については受託者がすべて行うものとする。

## (3) その他技術業務

ア 委託者が別に発注をする業務対応等

委託者が別に行う点検・工事・修繕等の工程調整、工事立会いを行うこと。

イ 緊急時の対応業務

受託者は水質異常、地震、風水害、その他災害発生等が発生した場合、初期対応から業務を引継ぎ、応援要請による現場作業、待機業務、清掃作業を行うこと。

ウ 薬品等の受入れ業務

受託者は、各水道施設における水道用薬品、燃料等の受入れ立会い業務を行うこと。

エ 臨時の水質監視業務

受託者は、本条に規定する災害等が発生した場合、初期対応者（委託者・受託者とも）から業務を引継ぎ、応援要請による採水等を含む水質検査等業務を行うこと。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告を行うこと（報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議のうえ、決定する）。

オ 受託者が専門業者に発注する業務対応等

受託者が専門業者に発注する業務に係る設計図書作成、工事調整、立会い等は受託者自らの責任により適切に実施すること。

カ 水道用薬品、燃料等物品調達に係る業務

受託者が調達する水道用薬品、燃料等物品に係る発注、支払い、資料作成等の事務処理作業は受託者自らの責任により適切に行うこと。

(4) 修繕補修業務

受託者は、簡易な補修では対応困難なものについて、1件または年間にかかる金額を上限として、修繕補修を実施すること。

なお、修繕補修の内容については、これを記録し保管すること。データの項目、記録方法、設備台帳入力については、協議の上決定することとする。

(5) 薬品等調達業務

ア 水道用薬品の調達

最適な浄水処理により良好な水質を維持するために必要な水道用薬品（水質測定用の試薬類を含む。）の調達を受託者にて行うこと。

イ 施設運転に係る燃料調達

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な各種燃料の調達は、受託者が行うこと。

ウ 電力の調達

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力の調達は、受託者が行うこと。

また、受託者は効率的な運営に努め、省エネルギー及び省資源に尽力すること。

エ その他の消耗品類の調達

委託業務の実施に要する全ての消耗品類の調達については、受託者が行い、その調達にあたっては、水道施設の運転管理に支障をきたすことが無いよう、適正に行うこと。

(6) 関連業務委託

ア 除草及び植栽管理業務

受託者は、水道施設の除草を実施し、植栽管理を適宜実施して、維持管理上支障の無いよう行うこと。また、周辺住民に不快感を与えないよう維持管理を行うこと。

イ 汚泥運搬及び処分

受託者は、和多田浄水場及び中山浄水場で発生する浄水汚泥を、久里浄水場に運搬する業務の委託契約、及び市が行う久里浄水場機械脱水汚泥処分の契約に関し、完了確認及び支払い代行の業務を行うこと。

(技術レベル向上の取組)

**第22条** 受託者は、浄配水等の管理において、その技術レベルが向上するよう常に心がけなければならない。

**2** 受託者は、浄配水等の管理技術の継承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進により業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウ

ハウについては文書で取りまとめ、委託者に報告するものとする。

(車両の運行)

**第23条** 受託者は、運転管理業務や保全管理業務等において、場外で作業をする場合は受託者の所有する車両を使用し、受託者の従事者の運転で車両を運行すること。

2 受託者が使用する車両には、委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

3 委託者と受託者は、原則として同じ車両には乗車しない。ただし、災害等緊急時、現地で車両が不足する場合、駐車場所の制限がある場合等、やむを得ない場合を除く。

4 受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

**第24条** 受託者は、業務で知り得た委託者の施設及び委託者の関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者の承認を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしたりしてはならない。

(雑 則)

**第25条** 受託者は、契約書、性能仕様書、本要求水準書及びその他の関連書類の中に記載されていない事項であっても、また業務履行上で委託者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等は行うものとする。

(疑 義)

**第26条** 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ、定めるものとする。